

職員の給与および旅費に関する条例

昭和 41 年 10 月 11 日

条例第 7 号

職員の給与および旅費の額並びに、その支給方法については岸和田市の一般職の職員の例による。ただし、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づき貝塚市から派遣された職員の給与の額については貝塚市の一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。